

7. 全体会議・外部評価委員会

7. 1 活動報告

第1回(令和元年度第1回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和元年8月30日(金) 13時00分～17時15分
場所 京都大学宇治おうばくプラザ セミナー室4&5
議事 1. 「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」の概要について
2. 令和元年度の調査観測計画について
3. その他

第2回(令和元年度第2回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和2年3月25日(水) 11時00分～15時15分
場所 京都市大学のまち交流センター 会議室1
議事 1. 令和元年度の調査観測の成果及び令和2年度の計画について
2. その他

第3回(令和2年度第1回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和2年9月8日(火) 13時00分～17時20分
場所 新型コロナウイルス感染症対策のためZoomによるオンライン開催
議事 1. 令和2年度の調査観測の計画・進捗状況について
2. 全体討論
3. その他

第4回(令和2年度第2回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和3年3月24日(水) 10時30分～15時10分
場所 新型コロナウイルス感染症対策のためZoomによるオンライン開催
議事 1. 令和2年度の調査観測の成果及び令和3年度の計画について
2. 全体討論

3. その他

第5回(令和3年度第1回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和3年9月17日(金) 13時00分～16時49分
場所 新型コロナウイルス感染症対策のためZoomによるオンライン開催
議事 1. 令和3年度の調査観測計画とこれまでの調査結果について
2. その他

第6回(令和3年度第2回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」全体会議 議事概要

日時 令和4年3月30日(水) 10時00分～15時25分
場所 新型コロナウイルス感染症対策のためZoomによるオンライン開催
議事 1. 令和元～3年度の調査観測の成果について
2. その他

第1回(令和元年度第1回)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」外部評価委員会 議事概要

日時 令和2年3月25日(水) 15時30分～16時15分
場所 京都市大学のまち交流センター 会議室1
議事 1. 外部評価委員会の役割、構成について
2. 令和元年度「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」についての評価
3. その他

第2回(令和2年度)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」外部評価委員会 議事概要

日時 令和3年3月24日(水) 15時20分～16時23分
場所 新型コロナウイルス感染症対策のため Zoom によるオンライン開催
議事 1. 令和2年度「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」についての評価
2. その他

第3回(令和3年度)「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」外部評価委員会 議事概要

日時 令和4年3月30日(水) 15時45分～16時49分
場所 新型コロナウイルス感染症対策のため Zoom によるオンライン開催
議事 1. 「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」についての評価
2. その他

奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測 外部評価委員会規則

令和元年6月24日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省科学技術基礎調査等委託事業「奈良盆地東縁断層帯における重点的な調査観測」を適切かつ効果的に推進するため、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、外部有識者を評価委員（以下「委員」という。）として招聘し、本プロジェクトの進捗状況の把握・評価・改善提言・指導等を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本プロジェクトに関わる研究計画や実施状況及び研究成果に関すること
- (2) 事後評価に関すること
- (3) その他、研究推進に関わる事項に関すること

(構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者の中からそれぞれ1名以上を京都大学防災研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

地震学・変動地形学・強震動地震学・社会システム工学の各分野における有識者。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ、オブザーバーの参加を認める。

(委員会の期限)

第8条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、令和元年6月24日から施行される。
2. この規則の施行によって委嘱された最初の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

7. 2 外部評価委員会構成員

1. 外部評価委員

国立大学法人東北大学災害科学国際研究所	遠田 晋次 (委員長)
国立大学法人広島大学大学院人間社会科学研究科	奥村 晃史
工学院大学建築学部	久田 嘉章
株式会社大崎総合研究所	佐藤 俊明

2. オブザーバー

(委託元)	文部科学省研究開発局地震・防災研究課
(委託・再委託機関)	研究代表者、各サブテーマ責任者